

駒岡清掃工場更新事業  
計画段階環境配慮書に係る意見及び見解書

平成 27 年 8 月 31 日

札 幌 市

## 駒岡清掃工場更新事業計画段階環境配慮書に係る意見及び見解書

	意見の内容(原文のまま)	見解書案
意見1 総括的事項	<p>計画段階とはいえ清掃工場建設地域においては居住者に多くの影響を及ぼすものであり、住民の一人一人にしっかりと理解していただくため十分な周知説明を行うこと。</p> <p>(理由) 豊平川水再生プラザ(下水処理場)豊平川雨水貯留管を融雪に利用する計画が頓挫したような轍を踏まないようするために必要である。</p>	<p>これまで、地域の皆様への駒岡清掃工場更新事業に関する周知につきましては、地元2町内会を含む連合町内会を対象とした計画概要に関する住民説明会や、環境影響評価手続きの開始に伴う説明会などを通じて行ってまいりました。</p> <p>今後におきましても、ご意見を参考とさせていただき、広く地域住民の方々にご理解をいただく機会を設けてまいりたいと考えております。</p>
意見2 配慮書に関する事項	<p>意見① 「第4章 計画段階配慮事項ならびに調査、予測及び評価の方法 2. 調査、予測及び評価の方法の選定</p> <p>(1)大気質 各表内」及び「第5章 環境配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果 1. 人の健康の保護及び生活環境の保全、ならびに環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素</p> <p>(1)大気質 (イ) 調査地域」において用いている「程度」の記載はその範囲を不明確する。従って「以内」を用い、例外については「…地区を含める」または「…地区は除外する」とすべきである。</p> <p>(意見①の理由): 煙突排ガスの想定地域の範囲については、排出高は煙突高及び建設予定地の状況から高くなるものの周辺地域の地形的要因を考えると、以前真駒内柏丘地区において臭気の問題があったほか、周辺地域においては中山間地域のため気流の乱れが起きやいと考えられ、5kmを超えた北ノ沢地区には「札幌この実会」の寄宿施設があること。</p> <p>工事資材及びゴミ搬出入の車両による排ガスの範囲については、石山地区及び真駒内地区からの主たる搬入路隣接地である真駒内南町7丁目地区があること。</p>	<p>配慮書における大気質等の影響範囲に係る表記は、平面的に〇kmと断定せず、地形や居住地の状況に応じて若干の変動を許容するために『最大〇km程度』と表記しておりました。</p> <p>今後、方法書における影響範囲については、事業実施想定区域及び周辺の地形や気象条件等を踏まえ再度検討、設定する計画であります。その際に、調査範囲に関する表記方法についても併せて検討致します。</p>
	<p>意見② 騒音・振動・悪臭の測定について</p> <p>石山地区及び真駒内地区からの主たる搬入路隣接地となる駒岡地区(駒岡町内会第1班居住者地区)について測定点を設けて環境測定を行うべきである。</p> <p>(意見②の理由): 配慮書に「搬出入車両台数は現況と変わらない計画であり、直近の沿道地域に係る測定が行われていない状況で、経路変更に伴う将来の概況を把握できるため選定する。」との記載にもあり、駒岡町内会第1班居住者及び駒岡団地居住者にほぼ限定された環境から、現在の重量車が走行する状況に強制的に受忍させられた経緯があるので測定を行い、適切な環境影響評価を行うべきである。特に現在の市道が建設された後の搬入車両の通行による振動について居住者から苦情がよせられた経緯がある。</p> <p>また悪臭に関しても、駒岡地区は周辺が森林地域に囲まれ、札幌市においても空気が清浄な地域であり臭気への感覚は他の地域よりも鋭敏に感じられた地域であった。このことから騒音・振動と同様に対処すべきものである。</p>	<p>配慮書では、事業の位置・規模等の構想段階において既存文献や既設測定点の情報を基に環境配慮事項の予測・評価を実施しているところです。</p> <p>今後の環境影響評価では、騒音・振動・悪臭等について現地調査も実施し、予測・評価を実施する予定であります。測定地点及び測定方法、時期等に関しては、今後の環境影響評価「方法書」の中で具体的に設定する予定であり、駒岡地区においても現況調査地点を十分検討して設定し、適切な評価を行う計画としております。</p>
	<p>意見③ 風向・風速別濃度分布(風配図)について清掃工場実測値との対比を行うべきである。</p> <p>(意見③の理由): 札幌管区気象台の測定値は平野部のものであり、工場での観測値とは微妙に異なる要素があることから対比して推定をするべきである。</p>	<p>配慮書では、事業の位置・規模等の構想段階において既存文献や既設測定点の情報を基に環境配慮事項を選定・予測・評価しているところです。そのため、風配図をはじめとする一連の気象データは、札幌管区気象台(中央区)の値を用いて概況を把握したところであります。</p> <p>頂いたご意見にありますように、中央区と事業実施想定区域の位置する南区では周囲の地形等が異なる状況から、より適切な評価を行うために現地の気象調査を検討しており、今後の環境影響評価「方法書」に詳述する予定です。</p>

	<p>意見④ 浮遊粒子状物質の測定に放射性物質を含めること。</p> <p>(意見④の理由): 規制基準は設けられていないが環境基準項目に放射性物質が加えられた経緯があり、将来の概況を把握できるため測定すべきである。</p>	<p>清掃工場における放射性物質の測定については、平成 23 年 8 月 29 日付の環境省通知に基づき焼却灰、飛灰の放射性物質に関する測定を実施し、排ガス等の安全性の確認、現況を把握するとともに、結果を公表しているところです。</p> <p>放射性物質に関する影響評価については、環境影響評価法の改正(平成 27 年 6 月)により、対象事業に関して定められております。現在、環境影響評価法の放射性物質に関する改正を受け、札幌市環境影響評価条例においても放射性物質の取扱いについて審議を行っているところであります。</p> <p>本事業は、札幌市環境影響評価条例の対象事業として環境影響評価を実施しておりますが、今後においても条例に基づき、事業に係る環境保全のための措置を目的とし適切な対応を実施してまいります。</p> <p>参考 清掃工場における焼却灰の放射性物質測定結果について <a href="http://www.city.sapporo.jp/seiso/syoukyakubai.html">http://www.city.sapporo.jp/seiso/syoukyakubai.html</a></p>
--	--	---